

広域振興局長

提出者 盛岡タクシー株式会社

住所 〒020-0021 盛岡市中央通1-8-18

氏名 代表取締役社長 大野 尚彦

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡タクシー株式会社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市青山3-7-11	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	68 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
青山営業所	盛岡市青山3丁目7-11	k0
松園営業所	盛岡市松園2丁目2-1	k0
		k0

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上添付してください。



別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (令和4年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	36 (32)	ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	32 ()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.522 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	68 (32)			kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】
年間の排出量670,000kg-CO₂ 以下、特に15%以上削減を目指す
(旧盛岡タクシー株式会社2018年策定時排出量より)

【具体的な取組】

- エコドライブ
乗車時の乗客の快適性向上や、交通事故防止のためにも急発進・急加速・急停止を避けるエコドライブの実施
- 輸送の合理化
スマホアプリ配車の導入により、空車での流し営業の最適化を実施し、使用エネルギー対効果の上昇を目指す
- 電動車
代替車両導入時はハイブリッド車も含め低燃費車の購入を検討する
- 自動車利用抑制
採用時、徒歩で通勤可能な営業所がある場合、配属先をその営業所へする等でマイカー通勤を1人2人でも減らす

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

令和4年度に法人を設立、旧盛岡タクシー株式会社より事業(と屋号)を承継し、令和5年度より新たに地球温暖化対策を計画する。